記 者 発 表 資 料

令和８年１０月１６日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
株式会社長谷駒組	工事	秋田県秋田市南通築地８－１０

２．指名停止措置期間
令和８年１０月１６日 ～ 令和８年１１月１５日　（　　１ヶ月　　）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
株式会社長谷駒組は、民間工事において、建設業法第３条第１項の規定に違反して、大工工事業の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な建設工事に該当しない大工工事の下請契約を締結した。
このことが同法第２８条第１項第６号に該当するとして、令和８年９月１０日、建設業許可部局である秋田県知事から監督処分（指示処分）を受けた。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第２第１３号に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（建設業法違反行為） 13　当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、秋田県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）
総務部　契約課　　課長　　佐藤（さとう）　貞弘（さだひろ）　（内線　2511）
建設専門官　二部（にべ）　文彦（ふみひこ）　（内線　2512）